

消 防 局 交 際 費 執 行 要 領

1 交際費とは

地方公共団体の長又はその他の執行機関が、行政執行上あるいは当該団体の利益のために外部との公の交渉をするために要する経費（債権者が存在しない支出（会費、香典、見舞金等）は資金前渡による。）

2 会費について

消防局所管事業に関係する団体（任意団体を含む。）が主催する懇談会・懇親会・各種祝賀会・忘年会・新年会等の飲食を伴う会に出席する経費

※千葉県が構成員となる大都市会議や消防長会議等は上記団体に含まれない。

(1) 使用対象者

ア 基本的には局部長（代理出席を認める。）

主催者側からの案内が課長宛である場合などは、局部長代理（局として必要であると考えられるもの）に類するものとし、支出できるものとする。

イ 局内の複数のものに出席依頼があった場合は、主催者側及び局内各課と調整を図り、必要最小限にとどめる。（最終的には局長判断により決定）

(2) 支出額

ア 案内状に記載の額とする。

イ 案内状に記載がない場合は相当額を持参する。

相当額とは	ホテル等	1万円
	自治会館等	5千円

※ 複数の局に関係する会に各々出席する際は、相互に連絡調整を図り、対応する。

(3) その他

ア 市長代理として局部長が出席するものについては、秘書課にて支出する。

イ 封筒・袋の表書きは、案内状受取人名（職名）を記載する。

「会費 千葉県消防局長」 「御祝 千葉県消防局長」

3 見舞金等について

消防局の管理下における行事・活動・訓練等の実施時に発生した事故等により被害を受けた者に対する見舞金及び香典

(1) 支給対象者及び基準

消防局の管理下において発生した事故等による被害者に対し、次によるものとする。

ア 負傷又は疾病で入院を要するもの又はこれと同等と認められるもの。

（見舞金 1万円）

※「これと同等と認められる者」とは、全治2週間以上の負傷等をいう。

イ 死亡（その原因となる事故又は顕著な兆候が消防局の管理下において発生した場合を含む）

(香典 5万円)

(2) 袋の表書きは、次のとおりとする。

「御見舞 千葉市」 「御霊前 千葉市」

4 弔慰等について

社会的習慣となる儀礼を尽くすものとして、消防に係る者（外部者）の葬儀に送る弔慰等

支出基準は別表のとおりとする。

5 その他

過去に事例のない支出案件が発生するなど、判断に迷うケースが生じた際は、適宜秘書課と協議する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

消防に関する者		本人 (殉職)	本人 (殉職以外)	配偶者及び 1親等親族
消防団長	現職	供花等 香典又は弔電	供花等	弔電
	元職	—	供花等	弔電
消防副団長	現職	供花等 香典又は弔電	供花等	弔電
上記以外の消防団員	現職	供花等 香典又は弔電	供花等	—
関係団体の長等	現職	—	供花等	—

- ※1 供花等の金額は税別1万5千円を基準とし、これを超える場合は必要最小限とする。
- ※2 香典の金額は1万円を限度とする。
- ※3 弔電の金額は税別5千円を限度とする。
- ※4 過去、最高階級が消防副団長であった消防団員は、上記表中の消防副団長として取り扱うことができる。